

特定技能制度関係者の皆様へ

令和7年4月21日に特定技能の介護分野に特有の事情に鑑みて定める基準が改正され、要件を満たせば、これまで認められていなかった介護分野における訪問介護等訪問系サービスの業務に特定技能外国人が従事することが認められるようになりました。

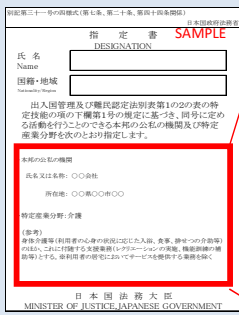
これを受け、「特定技能1号」（介護分野）の在留資格をもって在留している中長期在留者の方の旅券に添付されている指定書の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

【指定書の取扱いについて】

① 次の指定書が対象となります。

- 「特定技能1号」（介護分野）の在留資格をもって在留している中長期在留者の方の指定書のうち、旧記載のもの（指定書上に「（参考）」の記載があるもの）。

【指定書の記載内容について】

指定書（見本）	旧記載	新記載（令和6年4月以降）
	・本邦の公私の機関 氏名又は名称：〇〇会社 所在地：〇〇県〇〇市〇〇 ・特定産業分野：介護 （参考） 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）とする。※利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く	・本邦の公私の機関 氏名又は名称：〇〇会社 所在地：〇〇県〇〇市〇〇 ・特定産業分野：介護

② 取扱いは次のとおりです。

- 指定書に「（参考）」として「※利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く」と記載された指定書（旧記載）が旅券に添付されている場合であっても、特定技能の介護分野の要件を満たせば、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事することが可能です。
- 本邦の公私の機関及び特定産業分野に変更がない場合は、旧記載の指定書を変更する必要はありません。

※「（参考）」記載のない指定書への差し替えを希望する場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署にご相談ください。
※本邦の公私の機関や特定産業分野に変更がある場合は在留資格変更許可申請を行う必要があります。
※事業所等の変更に伴い特定技能雇用契約の内容に変更がある場合は届出書を提出する必要があります。

特定技能（介護分野）及び届出制度の詳細は入管庁ホームページをご確認ください。

- 特定技能外国人受入れに関する運用要領介護分野の基準について
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001437816.pdf>
- 特定技能制度における届出について
https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10_00002.html